

## NISA口座のみなし廃止措置に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜りまして、誠にありがとうございます。

令和3年度税制改正により、以下記載の所定の条件に該当されるお客さまにつきましては、令和4年1月1日をもって自動的にNISA口座が廃止となる、のみなし廃止措置の対象となります。

令和4年以降NISA口座の継続をご希望されない場合はお手続き不要ですが、令和4年以降も当行でNISA口座の利用をご希望される場合は、改めて非課税投資枠設定のお手続きが必要となりますので、お取引店にてお手続きいただきますようお願い申し上げます。

### 【対象となるお客さま】

以下の①～③のすべてに該当するお客さまは、NISA口座のみなし廃止措置の対象となります。

- ① 平成29年(2017年)以前に当行でNISA口座を開設した
- ② 平成29年(2017年)末時点で投資信託取引に関し、当行へマイナンバーの届出をしていない
- ③ 平成30年(2018年)以降に当行で一般NISAまたはつみたてNISAの非課税投資枠の申請をしていない(※)

※ すでに投資信託取引に関して当行へマイナンバーの届出をいただいている場合であっても、当行へ平成30年(2018年)以降の非課税投資枠の申請をいただいていないお客さまにつきましては、NISA口座のみなし廃止措置の対象となります。

なお、平成30年(2018年)以降の非課税投資枠を当行で申請済みであり、マイナンバーの届出も済みの場合は、非課税投資枠にて商品のご購入がない場合であっても、NISA口座は廃止されません。

### 【のみなし廃止措置について】

令和3年度税制改正に伴い、上記【対象となるお客さま】のNISA口座につきましては非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなし、令和4年1月1日をもって廃止させていただきます。

廃止時点でNISA口座にて保有されている残高につきましては、非課税保有期間の満了に伴い、自動的に特定口座(特定口座を保有されていない場合は一般口座)に移管(ロールオーバー)されます。翌年の非課税投資枠へロールオーバーをご希望される場合は、別途、ロールオーバー対象となるお客さまへお送りいたしますご案内の内容に沿って、令和3年12月3日(金)までにお手続きいただきますようお願い申し上げます。

なお、のみなし廃止措置に基づくNISA口座廃止の場合、非課税口座廃止通知書は作成されません。

ご不明な点等ございましたら、お取引店もしくは市場営業部(TEL:092-751-4435)までお問い合わせください。

以上